

配偶者(特別)控除が変わります

平成31年度(平成30年分申告)から個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除が変更となります。

◆配偶者控除について

配偶者控除を適用する納税義務者に新たに所得制限が設けられます。合計所得金額が900万円(給与収入のみであれば1,120万円)を超えると段階的に控除額が減少します。なお、合計所得金額が1,000万円を超えると適用がなくなります。

※配偶者が合計所得金額38万円以下の障害者で、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除は受けることが出来ませんが、障害者控除を受けることが出来ます。

		配偶者控除金額	老人配偶者控除金額
納税者の給与所得 (合計所得金額)	900万円以下	33万円	38万円
	900万円を超え 950万円以下	22万円	26万円
	950万円を超え 1,000万円以下	11万円	13万円

◆配偶者特別控除について

配偶者控除と同様に、配偶者特別控除を適用する納税義務者に所得制限が設けられます。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が90万円以下に引き上げられます。

納税義務者の合計所得金額900万円(給与収入1,120万円)まで

配偶者の合計所得金額	配偶者の給与収入額 (給与収入のみの場合)	控 除 額
38万円超 90万円以下	130万円超 155万円以下	330,000円
90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下	310,000円
95万円超 100万円以下	160万円超 166万8千円未満	260,000円

100 万円超 105 万円以下	166 万 8 千円以上 175 万 2 千円未満	210, 000円
105 万円超 110 万円以下	175 万 2 千円以上 183 万 2 千円未満	160, 000円
110 万円超 115 万円以下	183 万 2 千円以上 190 万 4 千円未満	110, 000円
115 万円超 120 万円以下	190 万 4 千円以上 197 万 2 千円未満	60, 000円
120 万円超 123 万円以下	197 万 2 千円以上 201 万 6 千円未満	30, 000円
123 万円超	201 万 6 千円以上	対象外

納税義務者の合計所得金額 900 万円超 950 万以下(給与収入1, 120万円超～1,170 万円)まで

配偶者の合計所得金額	配偶者の給与収入額 (給与収入のみの場合)	控 除 額
38 万円超 90 万円以下	130 万円超 155 万円以下	220, 000円
90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	210, 000円
95 万円超 100 万円以下	160 万円超 166 万 8 千円未満	180, 000円
100 万円超 105 万円以下	166 万 8 千円以上 175 万 2 千円未満	140, 000円
105 万円超 110 万円以下	175 万 2 千円以上 183 万 2 千円未満	110, 000円
110 万円超 115 万円以下	183 万 2 千円以上 190 万 4 千円未満	80, 000円
115 万円超 120 万円以下	190 万 4 千円以上 197 万 2 千円未満	40, 000円
120 万円超 123 万円以下	197 万 2 千円以上 201 万 6 千円未満	20, 000円
123 万円超	201 万 6 千円以上	対象外

納税義務者の合計所得金額 950 万円超 1,000 万以下(給与収入 1,170 万円超～1,220 万円)まで

配偶者の合計所得金額	配偶者の給与収入額 (給与収入のみの場合)	控 除 額
38 万円超 90 万円以下	130 万円超 155 万円以下	110, 000円
90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	110, 000円
95 万円超 100 万円以下	160 万円超 166 万 8 千円未満	90, 000円

100 万円超 105 万円以下	166 万 8 千円以上 175 万 2 千円未満	70, 000円
105 万円超 110 万円以下	175 万 2 千円以上 183 万 2 千円未満	60, 000円
110 万円超 115 万円以下	183 万 2 千円以上 190 万 4 千円未満	40, 000円
115 万円超 120 万円以下	190 万 4 千円以上 197 万 2 千円未満	20, 000円
120 万円超 123 万円以下	197 万 2 千円以上 201 万 6 千円未満	10, 000円
123 万円超	201 万 6 千円以上	対象外

※記載している控除額は全て住民税(町県民税)における控除額です。所得税における控除額は異なりますのでご注意ください。

問い合わせ先： 東伊豆町役場 税務課課税係 0557-95-6201(直通)